

## 社団法人全国都市清掃会議役員給与規則

昭和52年3月31日 理事会決定

昭和55年2月19日 一部改正

昭和61年4月3日 一部改正

平成元年9月14日 一部改正

平成4年3月26日 一部改正

### (目 的)

第1条 この規則は、社団法人全国都市清掃会議の役員（専務理事）に対する給与の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (給 与)

第2条 役員給与は、給料及び特別手当とする。

### (給 料)

第3条 役員給与は、別表から理事会の承認を得て会長が定める額とする。

### (給与の支給日及び支給方法)

第4条 役員給与の支給日は、毎月15日（その日が休日に当たるときはその日前においてその日に最も近い休日でない日）とし、第6条に規定する特別手当の支給日は、そのつど別に定める日とする。

2. 役員給与は、法令に基づきその役員給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接役員に支給する。

### (新たに役員になった者及び役員でなくなった者の給料)

第5条 新たに役員になった者に対しては、その日から給料を支給する。

2. 役員が退職及び解任又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。

3. 前2項の規定により給料を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって

計算する。

(特別手当)

第6条 特別手当は原則として、夏期（6月）、年末（12月）、年度末（3月）手当とし、職員給与規則第18条（期末）、第19条（勤勉）の規定に基づき支給する。

(端数の処理)

第7条 この規則に定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数処理については、国等の債権債務の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）の定めるところに準じて行う。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

## 付 則

この規則は、昭和52年4月1日から適用する。

この規則の一部改正は、昭和55年3月1日から施行する。

この規則の一部改正は、昭和61年4月1日から施行する。

この規則の一部改正は、平成元年8月1日から施行する。

この規則の一部改正は、平成4年4月1日から施行する。ただし、適用については、会長が定める日からとする。

別 表

号	給料月額(円)
1	450,000
2	500,000
3	550,000
4	600,000
5	650,000

-----

平成4年3月26日に一部改正（平成4年4月1日施行）され、適用については、会長が定める日からとする。

別 表

号	給料月額(円)
1	550,000
2	600,000
3	650,000
4	700,000
5	750,000

社団法人全国都市清掃会議役員退職手当支給規則

昭和 52 年 3 月 31 日 理事会決定

平成 10 年 4 月 8 日 一部改正

平成 14 年 5 月 15 日 一部改正

(目 的)

第 1 条 この規則は、社団法人全国都市清掃会議の役員（専務理事）が退職した場合の退職手当の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職手当の額)

第 2 条 退職手当は、2 年以上在職した者に支給する。

2. 退職手当の額は、給与月額に在職年数を乗じて得た額を支給する。

(在職期間の計算)

第 3 条 在職期間は、その者が任命された日の属する月から退職した日の属する月までとする。

(再任等の場合の取扱い)

第 4 条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2. 役員が任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

(退職手当の支給)

第 5 条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 6 条 前条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第 2 号及び第 3 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが役員死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあ

った者をふくむ)

(2) 子，父母，孫，祖父母，兄弟姉妹及びその他の親族で役員の死亡当時，主としてその収入によって生計を維持し，又は生計を共にしていた者

(3) 子，父母，孫，祖父母，兄弟姉妹で前号に該当しない者

2. 前項第2号及び第3号の規定中，父母については養父母を先にし，実父母を後にする。

3. 退職手当を受けるべき遺族のうち同順位の者が2人以上あるときは，その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規則の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた百円未満の端数はこれを百円に切り上げるものとする。

(委 任)

第8条 この規則の施行に関し，必要な事項は会長が別に定める。

## 付 則

この規則は，昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

この規則は，平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

この規則は，平成 14 年 6 月 1 日から適用する。